



海産物の電話勧誘トラブルに注意！

2024. 12

編集・発行

浜松市くらしのセンター

〒432-8032

浜松市中央区海老塚町51-1

【電話相談】

市民相談 457-2025

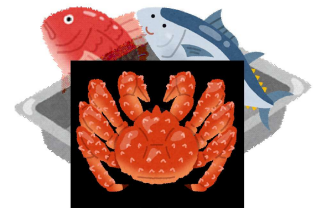
交通事故相談 457-2233

消費生活相談 457-2205

年末年始は海産物の送り付けトラブルが増える時期です。

「以前購入してもらった」「売れなくて困っている」「お得な商品」等様々な理由で勧誘されます。断っても強引に送られてきた、説明と内容が異なっていた等トラブルに発展することも少なくありません。

今月号では、海産物の電話勧誘に関するトラブル事例とアドバイスを紹介します。



◆ 事例1 電話勧誘を断ったのに送られてきた・・・

自宅に電話があり、海産物の購入を勧められた。断ったのだが、海産物が送られてきて、代引きで受け取った。強引に送られてきたものなので返金してほしい。(90歳代)



◆ 事例2 しつこく勧誘されて承諾してしまった・・・

海産物販売業者から突然電話があり、海産物の勧誘を受けた。断ったが「売れなくて困っている。損はさせない」としつこく言われ、約2万円の商品を買うことを承諾してしまった。その後どんなものが来るか心配になり、断ろうと何度も電話したが連絡がつかない。(60歳代)



◆ ひとことアドバイス

○電話勧誘で海産物の購入をしつこく迫られた、断ったのに送られてきたなどの相談が毎年見られます。少しでもおかしいと感じたときは、**明確な表現できっぱりと断りましょう。**

○ナンバーディスプレイ機能を利用し、**知らない電話には出ない、あるいは常時留守番電話にしておく**のも一法です。

○断ったにも関わらず送り付けられた商品については、代金を支払う必要はありません。商品が届いてしまっても代金は払わず、送り主の名称や所在地をメモしてから、受取拒否をしましょう。

○電話勧誘販売の場合は、特定商取引法に定める書面を受け取った日から数えて**8日以内であればクーリング・オフができます。**

○困った時、不安に思った時、トラブルにあった時は、**浜松市くらしのセンター**等に相談しましょう。専門的知識を持った消費生活相談員がお話を伺い、助言等を行います。



お断りします

(浜松市くらしのセンター：457-2205、消費者ホットライン 188)

【参考・引用】見守り新鮮情報 第495号(2024年10月24日公表) 発行:独立行政法人国民生活センター



エシカルコラム Vol. 96 エシカルファッション



エシカルファッションの4回目は、身近に取り組める事例を紹介し
ます。これまで紹介した中で、初めは耳慣れない言葉でも、内容を知
ると既に実践していたこともあったのではないのでしょうか。

今月号で紹介する事例以外にも取り組めることはあると思います。
柔軟な発想で、できることから取り組んでいただけたら幸いです。

私たちにもできるエシカルファッション

◎買い方

○社会や環境に配慮した製品を購入する

ブランドやファストファッションにこだわらず、オーガニック製
品やフェアトレード、エシカルなマークが付いた商品、マークが付
いていなくても同様な方法で作られた製品を購入しましょう。

「安いものをたくさん」から「品質の良いものを必要なだけ」購
入することは服を大切に扱い、廃棄量を減らすことにつながります。

○国内産、地元産の製品を購入する

国内、地元で生産された製品を購入することは、地域産業の保護や移動距離の短縮による二
酸化炭素の排出抑制に効果があり、エシカルファッションの一つです。



無農薬
環境に
配慮



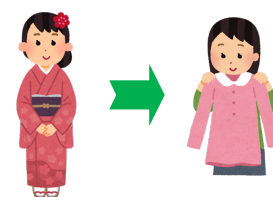
◎使い方

○持っている服を長く着る

手持ちの服を適切に着用、保管、手入れしながら長く着るように心がけましょう。

○修繕、作り直しをする

老朽化、デザイン、サイズなどの問題により、着られなくなった服
の修繕、仕立て直し、染め直し、他の用途への転用もエシカルファッ
ションです。



○レンタルサービスを利用する

購入しなくてもレンタルサービスを利用することで、洋服を過剰に持つ必要がなくなり、エ
シカルファッションの実践と言えます。



◎手放し方

○貸与する、譲渡する

不要になった古着を知人等に貸与、譲渡したり、リサイクルマーケットに
出品することも服の活用を図るために有効です。

いかがでしたか？少し工夫するだけで人・社会や環境に貢献できます。Let's エシカル！

主要生活物資価格調査結果は、総務省統計局が実施している「小売物価統計調査」
をご覧ください(<https://www.stat.go.jp/data/kouri/doukou/index.html>)



消費者庁イラスト集より